

# 教 育 委 員 会



# 政調会 説明資料

## 目 次

資料1 教育委員会平成26年度9月補正予算案

【一般会計補正予算（第2号）】の概要・・・・・・・・・・1

資料2 教育委員会平成26年9月定例府議会提出予定議案の概要・・・3

資料3 大阪府教育行政の点検及び評価 概要版・・・・・・・・・・5

資料4 大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）・・・・・・・・17

資料5 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく

平成26年度実施対象校（案）について・・・・・・・・・・27

資料6 大阪市立特別支援学校の大阪府への一元化について・・・・・・・・33

## 教育委員会 平成26年度9月補正予算案【一般会計補正予算（第2号）】の概要

一般会計	平成26年度9月補正予算額	9,055万7千円
	平成26年度現計予算額	5,793億4,137万円
	平成26年度9月補正後予算額	5,794億3,192万7千円

事業名	補正予算額 現計予算額 補正後予算額	摘要
大阪市立学校一元化 関連事業費 《新規》	4,707万6千円 0千円 4,707万6千円	大阪市立特別支援学校の大阪府への一元化（平成28年4月）にあたり、SSC機能や財務会計システムなどのネットワーク環境の設計を行う。
再生可能エネルギー等 導入推進基金事業費 《新規》	570万5千円 0千円 570万5千円	災害発生時の非常用電源確保のため、「大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、府立学校（4校）に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する。 ○事業年度 平成26年度 実施設計 平成27年度 設置工事
府立視覚支援学校 整備事業費	2,597万1千円 3億2,647万4千円 3億5,244万5千円	府立視覚支援学校建設工事において、工事期間内に賃金水準の変動があり、契約に定めるスライド条項により工事請負代金に変更の必要が生じたもの。 ○工事期間 平成23年度～27年度
中之島図書館 耐震改修事業費	1,180万5千円 5億7,386万3千円 5億8,566万8千円	中之島図書館耐震改修工事において、工事期間内に賃金水準の変動があり、契約に定めるスライド条項により工事請負代金に変更の必要が生じたもの。 ○工事期間 平成24年度～26年度

## 教育委員会 平成26年9月定例府議会提出予定議案の概要

## 1. 条例案(4件)

件名	概要	所管課
大阪府立学校条例 一部改正の件	<p>1 府立支援学校施設整備基本方針等に基づき、大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校及び大阪府立西浦支援学校を設置するとともに、大阪府立八尾支援学校東校を廃止する。</p> <p>施行日：平成27年1月1日ほか</p> <p>2 大阪市立特別支援学校の府への移管に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>	教育振興室 支援教育課
大阪府立臨海 スポーツセンター条例 一部改正の件	<p>大阪府立臨海スポーツセンターにおける、スケート靴の利用料金の上限額を設定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>・スケート靴 1足1日520円</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	教育振興室 保健体育課
大阪府立門真 スポーツセンター条例 一部改正の件	<p>大阪府立門真スポーツセンターにおける、スケート靴の利用料金の上限額を設定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>・スケート靴 1足1日520円</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	教育振興室 保健体育課
大阪府立図書館条例 一部改正の件	<p>大阪府立中央図書館の会議室の利用時間拡大及び小会議室の利用料金の上限額設定のため、所要の改正を行う。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	市町村教育室 地域教育振興課

## 2. 報告(1件)

教育行政に係る 点検及び評価結果 報告の件	大阪府教育振興基本計画の進捗を管理するための点検及び評価並びに教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に報告する。	教育総務企画課
-----------------------------	---	---------

## 大阪府教育行政の点検及び評価

## 概要版

## 点検及び評価の目的及び役割

## ○目的

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす。

## ○根拠

大阪府教育行政基本条例(以下「基本条例」という)第6条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教法」という)第27条

## 《基本条例》

第6条 知事及び委員会は、基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを大阪府議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 委員会は、地方教育行政法第27条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために教育委員が行った取組、活動の状況等について、教育委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

## 《地教法》

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 大阪府教育行政評価審議会

## ○設置目的

・知事及び教育委員会が実施する大阪府教育振興基本計画(以下「基本計画」という)の進捗を管理するための点検及び評価(基本条例第6条)

・地教法第27条に基づき、教育委員会が実施する委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価

に当たり、教育に関する知識及び経験を有する者並びに保護者の意見を聴くために設置する。

## 点検・評価の手法

## ○点検及び評価の年次

(1)前年度の基本計画の進捗状況

(2)基本計画に記載のない、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況

## ○点検及び評価の内容

(1)基本条例第6条に基づく知事及び教育委員会の点検及び評価

・基本計画の事業計画に記載する169の「具体的取組」の進捗状況を点検

・基本計画の10の基本方針ごとに設定した「実現をめざす主な指標」を点検

・上記点検結果を踏まえ、10の基本方針ごとに進捗状況を評価

(2)地教法第27条に基づく教育委員会の点検及び評価

・基本計画に定めた事務の点検及び評価((1)をもって充てる)

・基本計画に記載のない教育委員会の権限に属する事務の状況の点検及び評価

# 大阪府教育振興基本計画 目次

## 基本方針1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

- 【重点取組1】子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上
- 【重点取組2】これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ
- 【重点取組3】互いに高めあう人間関係づくり
- 【重点取組4】校種間連携の推進

## 基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

### (1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

- 【重点取組5】就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり
- 【重点取組6】公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み

## 基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

### (2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます

- 【重点取組7】社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実
- 【重点取組8】生徒の自立を支える教育の充実
- 【重点取組9】つながりをはぐくむ学校づくり
- 【重点取組10】学習環境の整備
- 【重点取組11】公平でわかりやすい入学選抜の実施
- 【重点取組12】活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備

## 基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

### (3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

- 【重点取組13】公私を問わない自由な学校選択の支援
- 【重点取組14】特色ある私学教育の振興

## 基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

- 【重点取組15】支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
- 【重点取組16】就労を通じた社会的自立支援の充実
- 【重点取組17】一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- 【重点取組18】発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援
- 【重点取組19】私立学校における障がいのある子どもへの支援

## 基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

- 【重点取組20】夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ
- 【重点取組21】社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ
- 【重点取組22】ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ
- 【重点取組23】いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化
- 【重点取組24】体罰等の防止

## 基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

- 【重点取組25】運動機会の充実による体力づくり
- 【重点取組26】学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり

## 基本方針6 教員の方とやる気を高めます

- 【重点取組27】大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上
- 【重点取組28】がんばった教員がより報われる仕組みづくり
- 【重点取組29】指導が不適切な教員への厳正な対応
- 【重点取組30】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援

## 基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

- 【重点取組31】校長マネジメントによる学校経営の推進
- 【重点取組32】地域・保護者との連携による開かれた学校づくり
- 【重点取組33】校務の効率化
- 【重点取組34】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進

## 基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります

- 【重点取組35】府立学校の計画的な施設整備の推進
- 【重点取組36】災害時に迅速に対応するための備えの充実
- 【重点取組37】安全・安心な教育環境の整備
- 【重点取組38】私立学校における安全・安心対策の促進

## 基本方針9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

- 【重点取組39】教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備
- 【重点取組40】豊かなつながりの中での家庭教育支援
- 【重点取組41】人格形成の基礎を担う幼児教育の充実

## 基本方針10 私立学校の振興を図ります

- 【重点取組42】私立幼稚園における取組みの促進
- 【重点取組43】私立小・中学校における取組みの促進
- 【重点取組44】特色・魅力ある私立高校づくりの支援
- 【重点取組45】専修学校・各種学校における取組みの促進
- 【重点取組46】私立学校における障がいのある子どもへの支援
- 【重点取組47】私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進
- 【重点取組48】私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
- 【重点取組49】私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
- 【重点取組50】私立学校における安全・安心対策の促進

# 平成25年度 点検及び評価の概要

## 基本方針1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

### 【主な基本的方向】

- ①市町村の主体的な取組みを支援するとともに、課題のある学校への重点的な支援を行い、子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上を図る。
- ②教育内容の充実や授業改善などへの支援をすすめ、「基礎・基本」の確実な定着と「活用する力」の向上を図り、すべての子どもにこれからの社会で求められる確かな学力をはぐくむ。

### 【主な取組み】

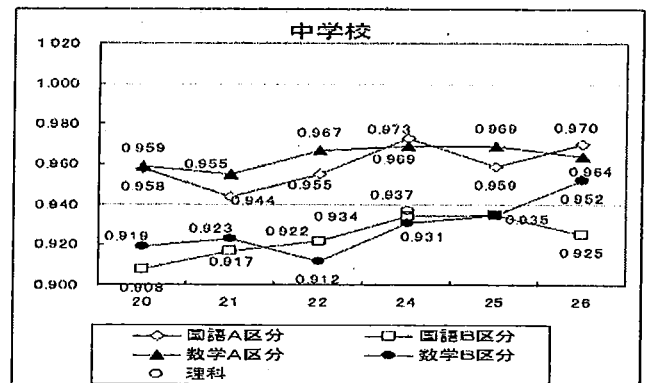
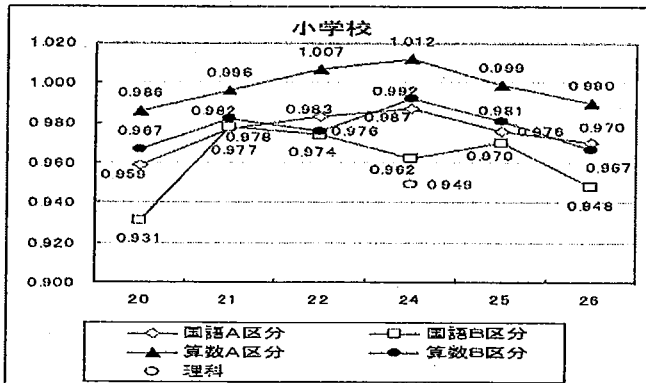
- ①中学校の学校力向上へ向けた重点支援(スクール・エンパワーメント推進事業)
- ②授業改善への支援(市町村研修支援プロジェクト・校内研究支援プロジェクト)／英語教育の充実

### 【主な指標の点検結果】(※)次年度の全国学力・学習状況調査の結果を記載(24年度:25.4、25年度:26.4)

指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
①・② 「全国学力・学習状況調査」 における平均正答率	小6 国A:61.2%(全国:62.7%) 国B:47.9%(全国:49.4%) 算A:77.1%(全国:77.2%) 算B:57.3%(全国:58.4%) 中3 国A:73.3%(全国:76.4%) 国B:63.0%(全国:67.4%) 数A:61.7%(全国:63.7%) 数B:38.8%(全国:41.5%)	小6 全国水準を上回る  中3 全国水準をめざす	小6 国A:70.7%(全国:72.9%) 国B:52.6%(全国:55.5%) 算A:77.3%(全国:78.1%) 算B:56.3%(全国:58.2%) 中3 国A:77.0%(全国:79.4%) 国B:47.2%(全国:51.0%) 数A:65.0%(全国:67.4%) 数B:56.9%(全国:59.8%)	小6 全科目・区分において全国水準との差が拡大  中3 国語A区分及び数学B区分については改善 国語B区分及び数学A区分については全国水準との差が拡大
	「全国学力・学習状況調査」 における無解答率	小6:8.4%(全国:8.1%) 中3:8.6%(全国:6.8%)	小6:全国水準を下回る 中3:全国水準をめざす	小6:4.7%(全国:4.2%) 中3:7.0%(全国:5.5%)

20~22, 24年 国調査(政令市を含む抽出調査) ※23年(従)実施されず  
25~26年 国調査(政令市を含む悉皆調査)

### 【校種・教科・区分別 正答率/対全国比経年比較】



### 【自己評価】

#### 評価

①・②

・「全国学力・学習状況調査」における平均正答率について、中学校の国語A区分・数学B区分に改善が見られたものの、全国との差は依然として大きく、小学校については、全ての教科・区分において、全国との差が拡大した。無解答率についても、中学校において全国水準との差が縮小したが、小学校において改善が見られなかった。

・学力調査結果は、かなり厳しい状況であり、特に小学校では、府の施策の縮小に比例して結果が悪くなっている傾向も見られる。今後、改善のあらわれていない市町村の状況を明らかにし、必要に応じて指導を強化することで、府全体の学力向上に向け取り組んでいく。

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

#### (主な意見)

- ・子どもの学力については、学校も教師も努力しているなかで個別学校の努力だけでは如何ともしがたい状況がある。福祉と教育がもっと連携し、多面的かつ一体的に、子どもを支援していく必要がある。
- ・教員の加配措置など、小学校に対する府の支援により、平均正答率の全国水準との差が24年度まで縮小していたが、市町村教育委員会はその成果をきちんと検証し、成功事例には継続して取り組むべき。
- ・正答率が低いあるいは無解答率が多い領域に何らかの共通点があるのか、他府県との違いはあるのかといった、中身に踏み込んだ分析が必要。



## 基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

### 【主な基本的方向】

- ①就学セーフティネットの観点から、公私あわせて高校への就学機会を確保する。
- ②グローバル社会で活躍できる人材や、厳しい雇用環境の中にあつて社会で活躍できる人材を育成するため、公私が切磋琢磨しつつ共同で取組みをすすめる。
- ③社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実をすすめる。

### 【主な取組み】

- ①高校の授業料無償化
- ②英語コミュニケーション能力の育成／キャリア教育
- ③グローバルリーダーズハイスクール(GLHS)の充実／工科高校の充実

### 【主な指標の点検結果】

指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
① 昼間の高校への進学率	93.1%(25年度選抜)	計画進学率をめざす(93.9%)	92.9%(26年度選抜)	前年度より0.2ポイント低下
② 府立高校3年生のうち英検準2級相当以上の割合	25.8%	30%をめざす	28.2%	前年度より2.4ポイント上昇
	英検準1級、TOEFL550点、TOEIC730点以上を保有する府立高校の英語教員の割合	42.5%	60%をめざす	43.3%
公立・私立高校卒業者の就職率(就職者の就職希望者に対する割合)	93.3%(全国:95.8%)	全国水準をめざす	93.0%(全国:96.6%)	前年度より0.3ポイント低下し、全国水準との差も拡大
学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度	70%を上回った学校110校(対象校170校の64.7%)	全府立学校で70%以上をめざす	70%を上回った学校123校(対象校173校の71.1%)	前年度より6.4ポイント上昇
③ グローバルリーダーズハイスクールにおける大学進学率 現役進学率	60.6%	向上させる	62.7%	前年度より2.1ポイント上昇

### 【自己評価】

	評価
①	・高校の授業料無償化や奨学金制度により、公私を問わず自由に学校選択できる機会を提供し、私立高校へ進学する割合も、無償化制度導入前と比べ増加したが、昼間の高校への進学率は前年度より低下。
②	・英語教育について、府立高校3年生のうち英検準2級相当以上の割合は目標に着実に近づいているが、英検準1級、TOEFL550点、TOEIC730点以上を保有する府立高校の英語教員の割合は伸び悩み。 ・グローバル人材を育成するためには目標を広く設定し、英語4技能を英語圏の大学に進学できるレベルに引き上げる必要があり、より一層の取組みが必要。 ・キャリア教育については、「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業は一定の成果を上げたが、公立、私立高校卒業者の就職率は前年度を下回り全国に比べて低位。26年度から就職希望者が多く、就職に課題がある学校に就職支援コーディネーター等の専門人材を配置することを決定。
③	・グローバルリーダーズハイスクール(GLHS)や国際関係学科の設置などを進めた結果、学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度は上昇。 ・GLHSについては、教員の授業力向上や進路指導の充実などに取り組んだ結果、現役での大学進学率の向上という目標を達成。ただし、GLHS7校の生徒のTOEFL iBTテスト結果は、スコア総計120点中平均22点にとどまっている。

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

#### (主な意見)

- ・授業料無償化制度の導入前と比べると、「昼間の高校への進学率」が上昇しており、導入の成果があったものと評価できるが、この制度は、高校への就学機会の確保を目標とするとともに、制度導入を契機として、公立・私立高校の切磋琢磨により大阪の教育の質が向上することも重要。
- ・授業料無償化制度の導入により私立高校への進学割合が増加し、経済的理由を問わない自由な学校選択に寄与していると自己評価しているが、「私立高校の全日制課程の生徒の中退率」が国水準まで減少していることから、評価は妥当。
- ・「公立・私立高校卒業者の就職率」といった指標を見る場合には、平均値も大切であるが、ばらつきと変化率を分析し、成功事例を普及させることが重要。
- ・「学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度」が目標値を上回っているが、今後は、公私の壁を越えて、どのような取組みが満足度の向上につながっているのかの分析と情報共有を行い、さらなる満足度の向上につなげていくことが必要。

## 基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

### 【主な基本的方向】

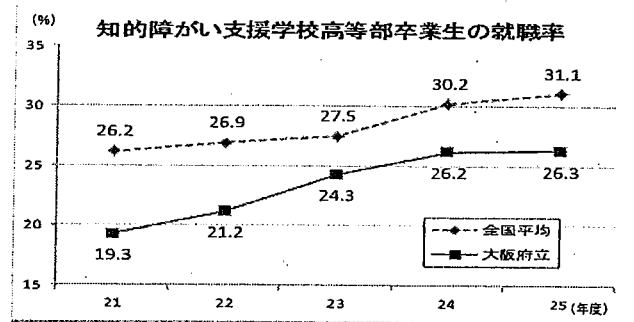
- ① 支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめる。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実する。
- ③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実する。

### 【主な取組み】

- ①・② 府立知的障がい支援学校の整備／自立支援推進校・共生推進校の充実
- ③ 府立支援学校におけるセンター的機能の発揮／「個別の教育支援計画」の作成と活用促進

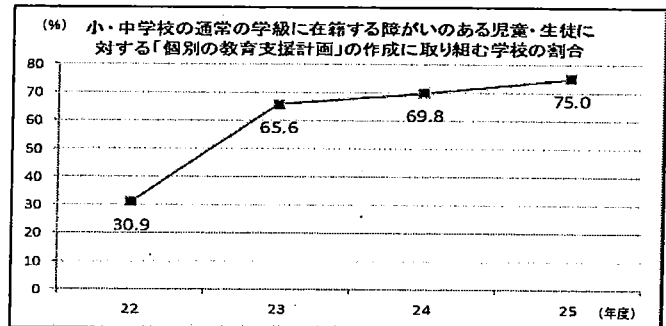
### 【主な指標の点検結果】

指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
② 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率	26.2%	35%をめざす	26.3%	前年度より0.1ポイント上昇
府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率	95.9%	100%をめざす	99.6%	前年度より3.7ポイント上昇
③ 小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合	69.8%	100%をめざす	75.0%	前年度より5.2ポイント上昇



※府教育委員会調べ

※全国平均については、文部科学省「学校基本調査」等。25年度は速報値。



※府教育委員会調べ

※統計は22年度から実施

### 【自己評価】

	評価
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立知的障がい支援学校の新校整備は順調に進捗。</li> <li>・新校開校や乗車時間に対応するため通学バスを増車したものの、乗車時間が60分を超える児童・生徒の割合はやや増加しており、今後の新校開校による通学エリアの変更も踏まえた取組みが必要。</li> <li>・将来の児童・生徒数の再推計の結果等を踏まえ、今後の支援学校の教育環境整備のあり方を検討することが必要。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は、職場実習企業の開拓など就労支援に取り組んだ結果、ほぼ目標に到達。しかし、知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は、伸び悩んでおり、より一層の取組みが必要。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合は向上したが、就学前施設から支援学校小学部への引継ぎ率は、就学前施設への計画作成の働きかけが不足していたことなどにより、低下。</li> <li>・特別支援学校教諭等免許保有者の退職や、新規採用教員の免許保有者が少ないことにより、免許保有率が低下。免許取得のための認定講習の充実などの取組みが必要。</li> </ul>

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、一部不十分な点もあるが、概ね妥当である。

(主な意見)

- ・新校整備は順調に進んでおり評価できるが、今後は、障がい種別支援学級の設置など内容を充実させることにより、児童・生徒、保護者にとって、支援学校と支援学級の選択の幅を広げていくことが必要。
- ・「知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率」について、25年度実績値が目標値と乖離しており、就職率が伸び悩んでいる原因を分析し、それを踏まえた対応が必要。
- ・「個別の教育支援計画」の作成は学校自ら取り組むことができるため、目標値(100%)を早期に達成すべきであり、25年度実績(75%)は満足できる数値でない。

# 基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

## 【主な基本的方向】

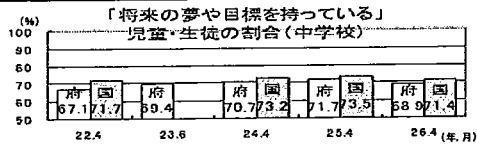
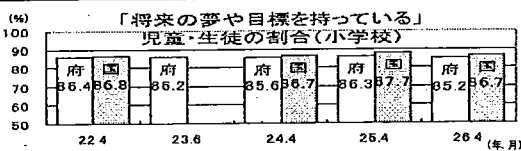
- ①小・中・高一貫したキャリア教育を推進するなど、粘り強くチャレンジする力をはぐくむ教育を充実する。
- ②社会のルールを守り、違いを認め合い人を思いやる豊かな人間性をはぐくむ人権教育・道徳教育を推進する。
- ③いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応を強化する。
- ④教員研修の実施など校内の指導体制を強化し、体罰等の防止に取り組む。

## 【主な取組み】

- ①キャリア教育の推進／子どもの発達段階に応じた読書環境の充実
- ②道徳教育の推進／人権教育の推進
- ③いじめ解決に向けた総合的な取組みの推進（「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の活用促進、緊急支援チームの派遣）／学校相談体制の充実（スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置）
- ④運動部活動指導者の資質向上／体罰等に関する相談体制の整備

## 【主な指標の点検結果】※次年度の全国学力・学習状況調査の結果を記載（24年度：25.4、25年度：26.4）

指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
① 「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合(※)	小6: 86.3%(全国: 87.7%) 中3: 71.1%(全国: 73.5%)	向上させる	小6: 85.2%(全国: 86.7%) 中3: 68.9%(全国: 71.4%)	いずれも前年度より低下
② 「自分には良いところがある」児童・生徒の割合(※)	小6: 73.0%(全国: 75.7%) 中3: 60.2%(全国: 66.4%)	向上させる (全国水準をめざす)	小6: 73.6%(全国: 76.1%) 中3: 61.2%(全国: 67.1%)	いずれも前年度より上昇し、全国水準との差も縮小
「学校のきまりを守っている」児童・生徒の割合(※)	小6: 85.3%(全国: 90.6%) 中3: 89.1%(全国: 92.5%)	向上させる	小6: 85.4%(全国: 90.6%) 中3: 90.5%(全国: 93.0%)	いずれも前年度より上昇
「高校・高等部での学習を通して『自分を大切にする』気持ちが高まった」と回答した府立学校生の割合	57.0%	向上させる	58.9%	前年度より1.9ポイント上昇

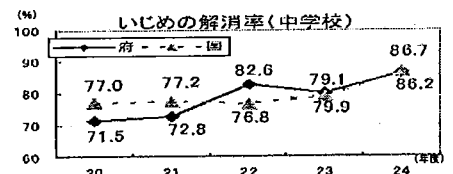
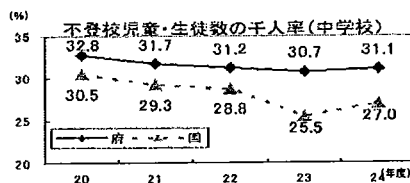
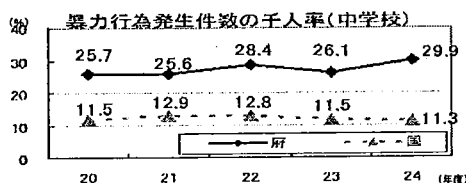


22・24年 国調査(政令市を含む抽出調査)  
23年 府調査  
(政令市を除く府域41市町村での悉皆調査)  
25・26年 国調査(政令市を含む悉皆調査)

## 【自己評価】

評価	
①	・キャリア教育の取組みを進めるとともに、地域と連携した体験活動や子どもの読書環境づくりを促進したが、「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合については前年度を下回るなど、取組みの成果が十分に見られないものがあった。
②	・小・中学校については、市教委と連携した人権教育研修の取組みや、家庭・地域と連携した道徳教育の推進などに取り組んだ。これらの成果として、「自分には良いところがある」、「学校のきまりを守っている」と回答した児童・生徒の割合はいずれも向上。 ・府立高校においては、人権教育研修などの成果を取りまとめるとともに、各学校で作成した道徳教育の全体計画に基づき道徳教育を推進。これらの成果として、「高校・高等部での学習を通して『自分を大切にする』気持ちが高まった」と回答した府立学校生の割合は向上。
③	・いじめや暴力行為等、問題行動のレベルにより責任の所在を明確にした対応が行えるよう、「問題行動への対応チャート」を作成し、市町村教育委員会に対し積極的な活用を働きかけた。さらに、学校での早期発見・早期対応を行うため、いじめアンケートの複数回実施や相談窓口の周知徹底を指導。
④	・体罰の防止に向けては、運動部活動指導者への研修を行うとともに、全府立高校で生徒アンケートを2回実施。

## (参考)



## 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

### (主な意見)

- ・府立高校全体で実施している「志(こころざし)学」について、成果が上がっている学校の取組みを全体に波及させ、質の向上を図るとともに、成果を測る方法の検討も進める必要がある。
- ・生徒指導上の課題解決については、25年度の実績値が公表されていないため、評価を行うことは困難であるが、24年度の実績値を見る限り、「いじめの解消率」を除き、この間の取組みが十分に成果をあげたとは言えない状況である。
- ・目標設定されていないが、体罰は「ゼロ」が基本であり、この目標に向けて継続的に取り組む必要がある。

## 基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐみます

### 【主な基本的方向】

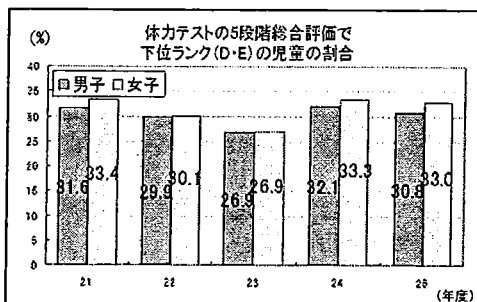
- ①PDCAサイクルに基づく学校における体育活動の活性化などにより、児童・生徒の運動習慣をはぐむ。
- ②学校における食に関する指導や学校保健活動等を充実するとともに、子どもの生活習慣の定着を通じた健康づくりをすすめる。

### 【主な取組み】

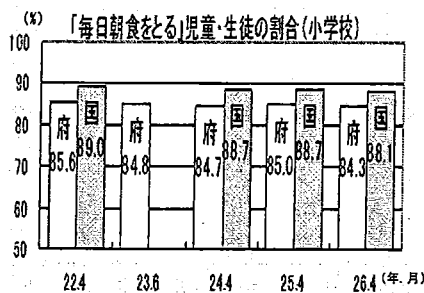
- ①体力づくりに関するPDCAサイクルの確立(「体力づくり推進計画」の策定)／運動習慣の確立支援(ツール開発)
- ②中学校給食の導入促進と栄養教諭を中核とした「食に関する指導」の充実

【主な指標の点検結果】(※)次年度の全国学力・学習状況調査の結果を記載(24年度:25.4、25年度:26.4)

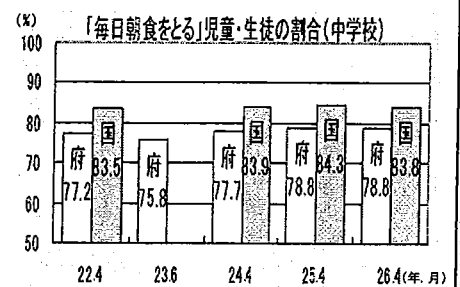
指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
① 体育授業以外で継続的に体力向上の取組みを行う小学校の割合	68.3%	100%をめざす	75.8%	前年度より7.5ポイント上昇
体力テストの5段階総合評価で下位ランク(D・E)の児童の割合	小5男子:32.1% 女子:33.3%	男女とも25%をめざす	小5男子:30.8% 女子:33.0%	前年度より改善
② 「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合(※)	小6:85.0%(全国:88.7%) 中3:78.8%(全国:84.3%)	全国水準をめざす	小6:84.3%(全国:88.1%) 中3:78.8%(全国:83.8%)	・小6:前年度より0.7ポイント低下し、全国水準との差も拡大 ・中3:全国水準との差が縮小
公立中学校における学校給食の実施率(政令市含む)	40.1%	全国平均を上回る	54.7%(全国:83.8%(24.5.1現在))	前年度より14.6ポイント上昇



※府教育委員会調べ  
※統計は22年度から実施



22-24年 国調査(政令市を含む抽出調査)  
23年 府調査(政令市を除く府域41市町村での悉皆調査)  
25-26年 国調査(政令市を含む悉皆調査)



### 【自己評価】

評価	
①	・各市町村に対して、小・中学校での「体力づくり推進計画」の策定を促した結果、体育の授業以外で継続的に体力向上の取組みを行う小学校の割合が上昇したが、体力テストの総合評価下位ランクの児童の割合については、大きな改善は見られず。
②	・毎日朝食をとる児童・生徒の割合は、中学3年生は全国水準との差が縮小したが、小学6年生では全国との差が僅かだが拡大。 ・中学校給食については、導入実施計画書に基づいた整備が進んだ結果、実施率が上昇。

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

(主な意見)

- ・体育授業以外で継続的に体力向上に取り組む小学校の割合が増加しているにもかかわらず、体力テストの結果が好転しない原因を分析し、さらなる取組みにつなげていくことが必要。

## 基本方針6 教員の力とやる気を高めます

### 【主な基本的方向】

- ①採用選考方法等を工夫・改善し、熱意ある優秀な教員を最大限確保する。また、教職経験の少ない教員について研修や人事異動等を通じて資質・能力の向上を図る。
- ②評価・育成システムの実施等により、教員のやる気と能力の向上を図る。

### 【主な取組み】

- ①優秀な教員の確保(採用選考方法の工夫・改善等)／中期的展望を見据えた初任者研修の実施／人事異動、校内研修によるキャリア形成・能力の向上
- ②評価・育成システムの実施(生徒・保護者による授業アンケートを踏まえた教員評価)

### 【主な指標の点検結果】

	指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
①	経験の浅い教員の校種間・課程間の異動者数の比率	府立学校 :18% 小・中学校 : 8%	比率を5%向上させる	府立学校 :19% 小・中学校 : 7%	府立学校は前年度より1ポイント上昇 小・中学校は前年度より1ポイント低下
②	保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の比率	73.4% (24年度から調査開始)	70%をめざす ※今後、上方修正を検討	74.9%	前年度より1.5ポイント上昇
	教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の比率	73.0% (24年度から調査開始)	70%をめざす ※今後、上方修正を検討	74.4%	前年度より1.4ポイント上昇

### 【自己評価】

	評価
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用選考方法の工夫・改善に取り組み、2,291名の合格者を決定。しかし、依然として必要な教諭・講師を現場に配置できないケースが残っている。</li> <li>・教職経験の少ない教員については、府立学校では校種間・課程間の異動及び人事交流の促進を図り、小・中学校では市町村教育委員会との連携のもと、計画的な人事異動に取り組んだが、実績は伸び悩み。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立学校において生徒指導や学習指導の充実を図った結果、保護者による学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する肯定的意見の比率は上昇。さらに、校長との学校経営計画策定面談を通して、学校の課題やミッションを明確にしながら教職員に指導・助言した結果、教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する肯定的意見の比率も上昇。</li> </ul>

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

(主な意見)

- ・優秀な教員の確保については、近隣府県と比較して志願倍率が低いことを考えると、給与水準をはじめ、大阪で教員をやりたいという人が一人でも多く集まるような環境整備を進めることが必要。
- ・教職経験の少ない教員への研修について、研修の回数や種類が用意されており、事業は確実に進捗しているが、研修内容が時代の変化による学校へのニーズに十分に対応したものとなっているとは言い切れない。
- ・初任者への研修については、教育センターが実施する集合研修が今の研修内容や回数のままであるならば、各学校におけるOJTが必要。教員に求められる資質や能力が非常に多岐にわたるなかで、教職経験の少ない教員にとって、先輩教員の体験を聞くなど、自校での校内研修が重要。各学校で研修が十分に実施されるよう支援すべき。

# 基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

## 【主な基本的方向】

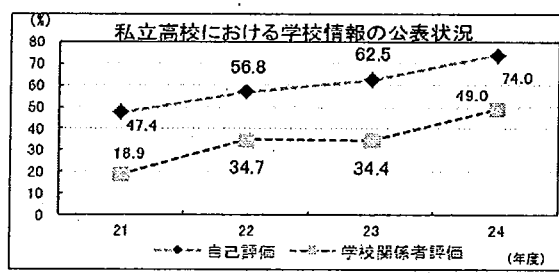
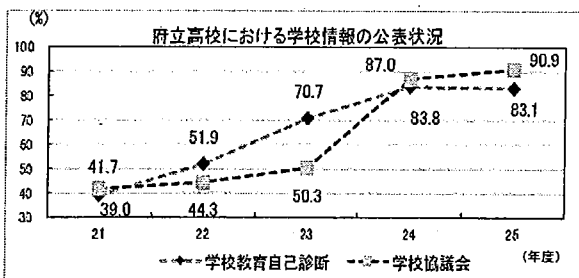
- ① 校長マネジメントを強化し、学校の特性や生徒の課題に応じた学校経営を推進する。
- ② 保護者等への情報発信を充実するとともに、地域や保護者のニーズを十分に反映した開かれた学校づくりをすすめる。
- ③ 私立学校における開かれた学校づくりに向けた取組みが、さらに進むよう支援する。

## 【主な取組み】

- ① 学校経営計画の策定によるPDCAサイクルに基づく学校経営の確立／予算面等における校長のマネジメント強化／民間人、行政職、教諭等からの優れた人材の校長への任用
- ② 学校協議会による保護者・地域ニーズの反映
- ③ 私立学校における学校情報の公表・公開

## 【主な指標の点検結果】

指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
① 「学校経営計画」中の中期的目標の進捗状況及び年度重点目標の実現度	77.6%	80%以上をめざす	79.0%	前年度より1.4ポイント上昇
② 府立高校の学校教育自己診断における授業参観や学校行事等への保護者の参加及び学校の情報提供に関連する診断項目の肯定値	保護者参加60.7% 情報提供70.6% (24年度から調査開始)	70%以上をめざす ※今後、上方修正を検討	保護者参加61.8% 情報提供72.3%	いずれも前年度より上昇
府立高校における学校情報の公表状況	学校教育自己診断83.8% 学校協議会87.0%	100%をめざす	学校教育自己診断83.1% 学校協議会90.9%	学校教育自己診断:前年度より0.7ポイント低下 学校協議会:前年度より3.9ポイント上昇



## 【自己評価】

	評価
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長マネジメントの強化により、学校経営計画中の年度重点目標の実現度は目標に近づいた。</li> <li>・府立学校及び市町村立小中学校の校長の公募については、積極的な広報活動を展開した結果、いずれも昨年度並みの応募者を確保し、府立学校では外部人材として8名の合格者を選出。なお、今後の選考において、資質を厳しく見極めるよう面接方法等を改善。また、外部人材については、任用前研修及び任用以降の支援・指導体制の充実が必要。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校協議会を活用した学校運営の改善事例や、学校教育活動の公表について工夫し成果をあげている事例を集約し、成果を共有した結果、学校教育自己診断における学校の情報提供に関連する診断項目の肯定値は目標を達成し、学校行事等への保護者の参加に関連する当該値も伸びたものの、増加幅が不十分。</li> <li>・府立高校の学校情報の公表については、学校協議会について公表した学校の割合は増加したものの、学校教育自己診断について公表した学校の割合は減少。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報未公表の場合は、私立高校に対する経常費補助金の配分において減額要素としており、各私立学校での情報の公表が進んだ。</li> </ul>

## 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

### (主な意見)

- ・学校教育自己診断については、実施・公開という段階は終わり、実施したことにより学校改善に生かされたかという段階に来ており、こうした観点から定性的に評価することが必要。
- また、私立学校においても公表率100%を早期に達成する必要がある。
- ・学校教育自己診断などの学校情報の公表率100%は当然に期待されているものであり、教育委員会として、最低限公表すべき項目を学校に提示し、早期達成に向けて取り組むべき。

## 基本方針8 安全で安心な学びの場をつくります

### 【主な基本的方向】

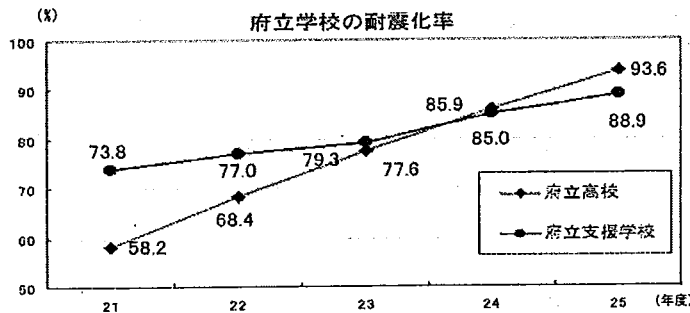
- ①耐震改修、老朽化対策など、府立学校の計画的な施設整備を推進する。
- ②学校の危機管理体制を確立するとともに、児童・生徒が災害時に迅速に対応する力を育成する。
- ③私立学校の耐震化に向けた取組みを促進する。

### 【主な取組み】

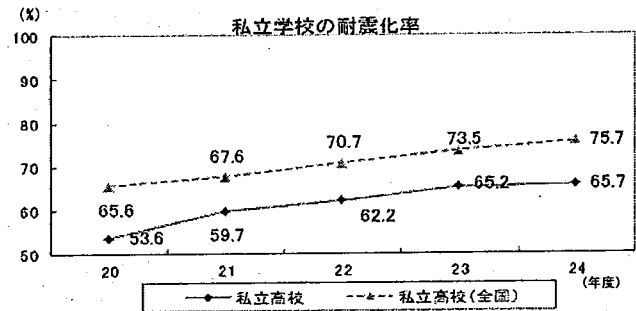
- ①公立学校施設の耐震性能向上・大規模改修／府立学校の老朽化対策
- ②学校の防災力の向上（「学校における防災教育の手引き」の改訂／教職員を対象とした防災研修の開催）
- ③私立学校の耐震化の促進

### 【主な指標の点検結果】

指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
① 府立学校の耐震化率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府立高校85.9%</li> <li>□ 府立支援学校85.0%</li> </ul>	26年度末までに耐震化率100%をめざす	<ul style="list-style-type: none"> <li>府立高校93.6%</li> <li>府立支援学校88.9%</li> </ul>	いずれも前年度より上昇
① 府立学校の非構造部材の耐震化の状況	(24年度、学校教職員による点検を実施)	屋内運動場等の照明器具等落下防止対策の27年度未完了をめざす	設置者点検(委託業者による点検)及びロッカー等物品の転倒対策として、転倒防止金具の購入、取付を実施	非構造部材の転倒対策を実施
② 自然災害を想定した避難訓練の実施率(政令市除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立小学校99.8%</li> <li>公立中学校88.9%</li> <li>公立高校87.5%</li> </ul>	100%をめざす	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立小学校99.4%</li> <li>公立中学校91.4%</li> <li>公立高校96.8%</li> </ul>	小学校を除き、いずれも前年度より上昇



※各年度、翌年4月1日現在の調査  
 ※府教育委員会調べ



※中等教育学校を含む  
 ※各年度、翌年4月1日現在の調査による  
 ※文部科学省「私立学校施設の耐震改修状況調査」による

### 【自己評価】

	評価
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府立学校については、計画的に耐震大規模改修工事を進めたが、非構造部材(照明器具等落下防止対策)の耐震化についてはより一層の取組みが必要。</li> <li>・府立学校の老朽化対策については、老朽度調査の実施にとどまったため、26年上半期には施設整備計画を策定することが必要。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校における防災教育の手引き」の改訂や実践的な防災研修など学校の防災力向上に取り組むとともに、教職員を対象とした防災教育研修を実施。</li> <li>・自然災害を想定した避難訓練の実施率は全校種とも90%を超え、着実に進捗。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化率の目標値(90%以上)の達成に向け、私立学校の耐震化にかかる事業費補助を実施するとともに、25年度から学校別耐震化情報の公表に取り組んだ。</li> </ul>

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

#### (主な意見)

- ・府立支援学校の耐震化の伸び率が低い。支援学校の児童・生徒は避難に当たり困難が予想されることを勧告すると、早急に耐震化すべきである。
- ・非構造部材の耐震化については、照明器具等の落下による児童・生徒への生命、身体への危険を考えると、早急に落下防止対策に取り組む必要がある。

## 基本方針9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

### 【主な基本的方向】

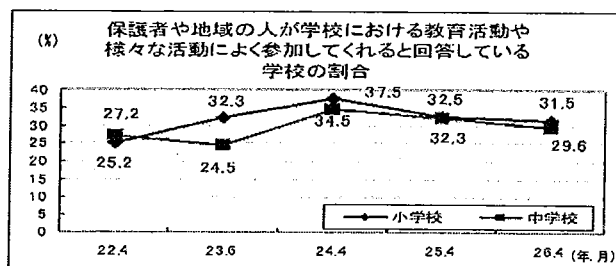
- ①学校の教育活動を支える取組みへの地域人材の参画の促進するとともに、ネットワークづくりをすすめる。
- ②多様な親学びの機会の提供を図るとともに、家庭教育に困難を抱え孤立しがちな保護者への支援を促進する。
- ③小学校との連携をすすめるなど、幼児教育の充実を図る。

### 【主な取組み】

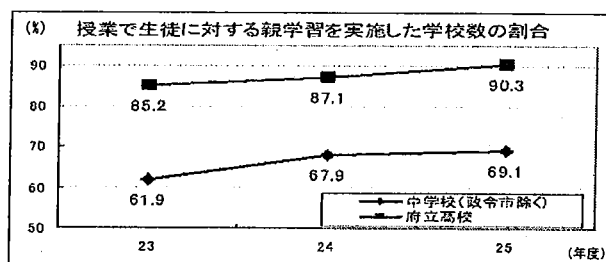
- ①教育コミュニティづくり推進事業(学校支援地域本部及びおおさか元気広場)
- ②教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)
- ③幼保小連携の推進

### 【主な指標の点検結果】(※)次年度の全国学力・学習状況調査の結果を記載(24年度:25.4、25年度:26.4)

指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
① 学校支援地域本部などの仕組みにより、保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれると回答している学校の割合(※)	小学校:32.5% 中学校:32.3%	倍増をめざす	小学校:31.5% 中学校:29.6%	いずれも前年度より低下
② 大人(保護者)に対する親学習の実施状況	22市町村で実施	全市町村(政令市を除く)での実施をめざす	26市町村で実施	前年度より4市町村増加
② 授業で生徒に対する親学習を実施した学校数	中学校(政令市を除く): 197/290校(67.9%) 府立高校: 135/155校(87.1%)	全ての中学校(政令市を除く)・ 府立高校での実施をめざす	中学校(政令市を除く): 201/291校(69.1%) 府立高校: 139/154校(90.3%)	いずれも前年度より上昇
③ 教育課程の編成に関し、公私立幼稚園と連携している小学校の割合	93.2%	100%をめざす	100%	25年度実績が目標に到達



22・24年 国調査(政令市を含む抽出調査)  
23年 府調査(政令市を除く府域41市町村での悉皆調査)  
25・26年 国調査(政令市を含む悉皆調査)



※府教育委員会調べ  
※調査は23年度から実施

### 【自己評価】

評価	
①	・全中学校区で地域による学校支援活動を実施するとともに、地域人材の参画を得て放課後等の子どもの体験活動等の場づくりを進めたが、保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれると回答している学校の割合は、小学校、中学校ともに前年度を下回った。
②	・前年度を上回る26市町村が大人(保護者)に対する親学習を実施。 ・授業で生徒に対する親学習を実施した学校数は増加したものの、学校に対する周知不足から中学校については伸びが鈍い。
③	・幼稚園・保育所・小学校の教職員等を対象とした研修会等を実施した結果、教育課程の編成に関し、公私立幼稚園と連携している小学校の割合は100%となった。

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、一部不十分な点もあるが、概ね妥当である。

(主な意見)

- ・「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれると回答している学校の割合」の目標を倍増としているが、地域とともにある学校づくりが非常に重要であることから目標は100%とすべきであり、実績値を100%にするため、市町村教育委員会に対して指導性を十分に発揮していくことが必要。
- ・多様な親学びの機会の提供について取組みによる成果を評価するためには、実施回数や内容、参加者延べ人数の記載が必要。
- ・幼児教育の充実について、幼児教育と小学校教育の接続の観点から、保幼小合同研修を実施している市町村の割合の目標を100%とすべきである。



## 基本方針10 私立学校の振興を図ります

### 【主な基本的方向】

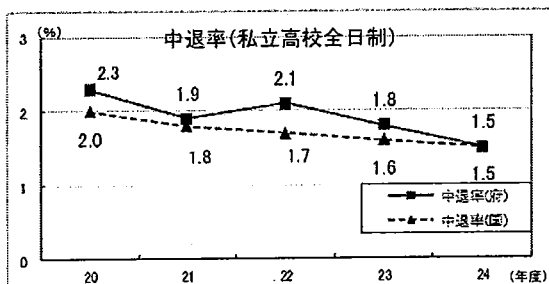
- ①私立幼稚園については、保育サービスの拡大や地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化を促進する。また、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進する。
- ②私立小・中学校については、児童・生徒に多様で幅広い学校選択の機会の提供と特色ある教育を行えるよう、振興を図る。
- ③私立高校については、自由に学校選択できる機会を提供するため、授業料無償化制度を実施するとともに、建学の精神に基づき、特色・魅力ある教育を行えるよう、私学教育の振興を図る。
- ④専修学校については、キャリア形成の支援ができるよう、高校等との連携の促進に努めるとともに、専門的・実践的な職業教育が提供できるよう、産業界等との連携の促進に努める。また、後期中等教育段階において、職業教育など多様な教育が提供できるよう、高等専修学校の振興を図る。

### 【主な取組み】

- ①私立幼稚園による子育て支援事業の促進
- ②私立小中学校の振興
- ③私立高校生等に対する授業料支援
- ④専修学校の職業教育による職業人の育成

### 【主な指標の点検結果】

	指標	計画策定時(24年度)	目標値(29年度)	実績値(25年度)	点検結果
③	私立高校に対する生徒・保護者の満足度	72.7%	向上させる	73.3%	前年度より0.6ポイント上昇
	私立高校全日制課程の生徒の中退率	1.5%(全国:1.5%)	全国水準をめざす	26年秋以降に公表予定	
④	私立高校卒業者の就職率(就職者の就職希望者に対する割合)	92.1%(全国:93.9%)	全国水準をめざす	90.4%(全国95.2%)	前年度より1.7ポイント低下
	私立専修学校卒業者の就職率	94.5%(全国:94.1%)	96.5%をめざす	26年秋以降に公表予定	



### 【自己評価】

	評価
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働き世帯も含め、長時間でも安心して私立幼稚園に子どもを預けられるよう、保育所並みの11時間開園や休日保育など、私立幼稚園の保育サービスを拡大。地域の子育て支援事業に取り組む実施園は前年度より増加。</li> <li>・特別支援教育に関する研修機会の拡大や障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園に対する助成により、私立幼稚園における特別支援教育の充実を図った。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立小中学校の振興を図るため、義務教育段階において、建学の精神に基づく個性的で特色のある教育が実施できるよう、経常費補助金を交付するとともに、公立学校における取組みを情報提供。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料無償化制度により、制度創設前と比べ私立高校に進学する割合が増加するなど、経済的理由を問わない自由な学校選択に寄与。</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業において、専修学校での実践的な職業教育の受講や専修学校の教員の高等学校への招聘など、専修学校の職業教育を活用し、高校生等のキャリア形成を支援。</li> <li>・企業等が求める人材育成を目的とした教育課程の編成や企業等における現場実習など実践的な職業教育を行い、生徒のニーズに沿って当該教育に関連する企業等への就職につなげる産学接続型教育の普及・拡大に取り組んだ。</li> </ul>

### 【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

#### (主な意見)

- ・「大阪スマイルチャイルド事業を活用した保育サービス拡大の促進については、「想定どおり」進捗していると自己評価しているが、目標を既に達成されていることから「想定を上回る」と評価できる。今後は、保育サービス拡大を求める府民のニーズを踏まえ、目標の見直しを検討することが必要。
- ・授業料無償化制度の導入前と比べると、「昼間の高校への進学率」が上昇しており、導入の成果があったものと評価できるが、この制度は、高校への就学機会の確保を目標とするとともに、制度導入を契機として、公立・私立高校の切磋琢磨により大阪の教育の質が向上することも重要。
- ・授業料無償化制度の導入により私立高校への進学割合が増加し、経済的理由を問わない自由な学校選択に寄与していると自己評価しているが、「私立高校の全日制課程の生徒の中退率」が国水準まで減少していることから、評価は妥当。

## 大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）

	H28年度以降 改善方針（案）	現 行
選抜機会	<p>【一般選抜】に原則一本化 ただし、受験生の技能や意欲を重視し、実技検査や面接を実施するなど評価尺度や評価方法が異なる選抜については、【特別選抜】として実施。</p> <p>【特別選抜】（募集人員の3%強） 体育科・芸能文化科・音楽科・総合造形科 インバウンドスクール</p>	<p>前期・後期制</p> <p>【前期選抜】（募集人員の40%強） 全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 普通科単独校（2クラス80名）・普通科単位制・専門学科・総合学科（デュアル総合学科含む）・クリエイティブスクール</p> <p>【後期選抜】（募集人員の60%弱） 全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 普通科・クリエイティブスクール 定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部 通信制の課程</p>
複数志望	募集人員を複数の学科等ごとに設定している（文理学科と普通科、国際教養科と普通科等）学校では、同一の学力検査問題を使用することとし、同一校内の異なる学科等間の第1志望・第2志望等、複数志望を認める。ただし、総合点の上位者を優先する。	前期選抜において、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校（農芸高、園芸高、大学進学専科を持つ工科高校、国際文化科・総合科学科併置校）では、第2志望まで認めている。第1志望の合格者が募集人員に満たないときは、第2志望者の中から合格者を補う。
検査実施日	<p>【特別選抜】：2月中～下旬</p> <p>【一般選抜】：3月初～中旬</p>	<p>【前期選抜】：2月中～下旬</p> <p>【後期選抜】：3月中旬</p>
選抜資料	<p>全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 学力検査（原則5教科<sup>(*)</sup>）+調査書評定 +（特別選抜のみ実技検査 or 面接） （*教科横断型の検査を実施する可能性あり）</p> <p>定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部 学力検査（3教科）+調査書評定</p> <p>通信制の課程 面接+調査書評定</p> <p>上記選抜資料に加え、全ての選抜において活用 調査書「活動/行動の記録」+自己申告書</p>	<p>【前期選抜】 学力検査（3教科）+〔実技検査 or 小論文 or 面接 or 情報活用力検査〕+調査書評定</p> <p>【後期選抜】 学力検査（5教科）（ただし、定時制・多部制単位制Ⅲ部は3教科、通信制は面接。）+調査書評定</p>
調査書の取扱い	<p>(1) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）</p> <p>(2) 評価対象学年は全学年 H28年度選抜…第3学年のみ H29年度選抜…3年：2年 = 3：1 H30年度選抜以降… 3年：2年：1年 = 3：1：1 （中学3年での学力をより重視）</p> <p>(3) 記載項目 「各教科の学習の記録」（評定） 「活動/行動の記録」</p> <p>(4) 学力検査の成績と調査書の評定の比率 3：7 / 4：6 / 5：5 / 6：4 / 7：3の 5つのパターンから高等学校が申請し、教育委員会が決定。</p> <p>(5) 全9教科の評定を同等に扱う。</p>	<p>(1) 集団に準拠した評価（いわゆる相対評価）</p> <p>(2) 評価対象学年は第3学年のみ</p> <p>(3) 記載項目 「各教科の学習の記録」（評定） 「総合所見」</p> <p>(4) 学力検査の成績と調査書の評定の比率 全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部の後期選抜のみ、4：6 / 5：5 / 6：4から高等学校が選択。他は選抜ごとに設定。</p> <p>(5) 学力検査がある教科とない教科で、評定に軽重を付ける。</p>
ボーダーゾーン内選抜基準	基準を統一。 自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容により、高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできる。 （インバウンドスクール及び通信制の課程を除く。）	各校で基準を設定。 例：学力検査の数学の成績 調査書中の全教科の評定の合計

\*ボーダーゾーンは、ボーダーラインの上下10%とする。

**大阪府立高等学校**  
**入学者選抜制度改善方針**  
**(案)**

平成 26 年 8 月

大阪府教育委員会

## はじめに

平成 23 年度大阪府公立高等学校入学者選抜は、私立高等学校の授業料無償化の拡大や、公私の受入れ比率の廃止により選抜環境が大きく変化した。その結果、一部の学校に志願者が集まる一方で、志願倍率が低迷する学校が現れるという、いわゆる二極化の傾向が顕著になった。

大阪府教育委員会では、この状況に対する当面の対応策として、平成 25 年度入学者選抜から、前期入学者選抜の募集人員の拡大と選抜日程の繰り上げを実施することとした。

しかし、中長期的に安定した入学者選抜制度を構築する必要があることから、平成 25 年度以降、毎年、受験者の志願動向や進路指導の状況等を分析し、平成 28 年度以降の入学者選抜制度のあり方について検討を重ねてきた。併せて、調査書における目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を、早ければ平成 28 年度入学者選抜から導入することとし、検討を進めてきた。

このような経緯から、今般、平成 28 年度以降の入学者選抜制度改善方針（案）をとりまとめ、入学者選抜制度改善の基本的考え方とそれに基づく改善内容、並びに各選抜の具体的事項をここに示す。

## 第 1 入学者選抜制度改善の基本的考え方、及びその内容

平成 28 年度以降の入学者選抜制度を改善するにあたり、公教育が果たすべき役割を踏まえて制度設計を行った。その際の基本的な理念は以下のとおりである。

- 高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できること
- 高等学校が自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に合う生徒を求めることができること
- 中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること
- 受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること

### 1 選抜機会

- (1) 現行の前期及び後期入学者選抜を、後期入学者選抜の時期に原則一本化し、「一般選抜」として実施する。ただし、受験生の技能や意欲を重視し、実技検査や面接を実施するなど評価尺度や評価方法が異なる選抜については、生徒の受験準備や高等学校の選抜実施環境を勘案して、「特別選抜」として「一般選抜」より早い日程で実施する。
  - ・ 2 度の選抜を実施することによる弊害として指摘されていた、在校生指導（進路指導等）の時間不足を解消し、充実させる。
  - ・ 高等学校間の競争条件をそろえ、各校が切磋琢磨することにより、教育の質的向上に資する。
- (2) 同一校内の学科間の複数志望を認める。
  - ・ 特別選抜及び一般選抜のそれぞれの選抜において、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、同一の学力検査問題を使用することとし、同一校内の異なる学科等間（例：文理学科と普通科、工業に関する学科（総合募集）と工学系大学進学専科）の第 1 志望・第 2 志望等、複数志望を認めることにより、当該高等学校への進学を希望する生徒の就学機会を確保する。
- (3) 二次選抜を実施する。
  - ・ 特別選抜及び一般選抜において募集人員に欠員が生じた場合は、二次選抜を実施する。

- (4) その他の入学者選抜（海外から帰国した生徒の入学者選抜・中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜・連携型中高一貫教育に係る入学者選抜・知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜・知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜・秋季入学者選抜）は、別途示す。

## 2 選抜日程

- (1) 特別選抜の検査実施日は2月中～下旬に、一般選抜の検査実施日は3月初～中旬に設定する。
- ・ 学校選択の機会を保障する観点から、府内の私立高等学校の選抜日程を踏まえて特別選抜を実施する。
  - ・ 中学3年の3学期について、落ち着いた学習環境を可能な限り長く維持したいという中学校からの声を踏まえるとともに、学校選択の機会を保障する観点から、特別選抜の出願から合格者発表までの期間に重ならないように、一般選抜の出願から合格者発表までの日程を設定する。

## 3 選抜資料

### 3-1 学力検査

- (1) 原則5教科の学力検査を実施する。
- ・ 中学校で培った学力を幅広く、国語、社会、数学、理科、英語の教科で評価するとともに、受験生が、当該教科に対する十分な知識の習得を経て入学者選抜に臨み、高等学校における学習活動へ円滑につなぐことができるよう、原則5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の学力検査（教科横断型の検査を含む。）を実施する。
  - ・ 技能を重視する学科では、5教科の学力検査に加えて実技検査を実施する。また、意欲を重視する学科では、5教科の学力検査に加えて面接を実施し、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」と併せて選抜資料とする。
  - ・ 定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部は、学力検査を3教科（国語・数学・英語）とし、通信制の課程は、学力検査を実施せずに面接を実施する。

### 3-2 調査書

- (1) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を平成28年度入学者選抜から導入する。
- ・ これまで早ければ平成28年度入学者選抜からとしていた導入時期について、その準備が整いつつあることに鑑み、平成28年度入学者選抜からとする。
- (2) 評価対象学年を第1学年～第3学年に拡大する。
- ・ 中学1年からの学習活動を幅広く評価するとともに、中学3年での学力をより重視する観点から、第3学年の評定を第1、第2学年の評定の合計より重く評価する（3年評定＞2年評定＋1年評定）こととし、各学年の評定の比率を、3年：2年：1年＝3：1：1とする。

ただし、平成30年度までは、経過措置として、評価対象学年を平成28年度入学者選抜においては第3学年のみ、平成29年度入学者選抜では第3、第2学年のみ（評定の比率は3：1）とする。

- (3) 学力検査の成績と調査書の評定の比率について選択幅を広げる。
- ・ それぞれの学校の状況に合わせて合否判定できるよう、学力検査の成績と調査書の評定の比率について、3：7／4：6／5：5／6：4／7：3までの5つのパターンのうちから、高等学校が選択できることとする。
- (4) 各教科の評定を同等に扱う。
- ・ 中学校における生徒の各教科の学習状況を、全体として偏りなく評価する観点から、9教科（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語）の評定を同等に扱う。

(5) 「活動/行動の記録」の欄を導入する。

- ・ 「活動/行動の記録」は、記載内容を総合的に評価する観点から欄を一つとし、教科、総合的な学習の時間、特別活動、部活動、その他校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録を、可能な限り具体的事実を示して記載する。

### 3-3 自己申告書

(1) 受験生全員に自己申告書を提出させる。

- ・ 生徒を多面的に評価する観点から、自己申告書を選抜資料とする。
- ・ 自己申告書の記載事項については、毎年、府教育委員会がテーマを提示する。

<テーマの例>

- ◆ 中学校3年間（あるいは、これまでの人生）で何を学んだか。また、それを高等学校でどう活かしたいか。
- ◆ 3年後の自分を想像してみる。

## 4 選抜方法

(1) 学力検査の成績と調査書の評定を合算した総合点の上位者から順に合格者を決定することを原則とする。

(ボーダーゾーンの扱いについては、下記(2)を参照。)

- ・ 特別選抜及び一般選抜のそれぞれの選抜において、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、志望学科に関係なく全ての受験生を総合点の順に並べ、その上位者から順に志望学科への合格者を決定する。(合格者の決定方法の詳細は以下のとおり。)

<合格者の決定方法>

- ① 受験生を、総合点の上位者から順に、それぞれの第1志望の学科の合格候補者とする。
- ② 一つの学科のボーダーゾーンを含んだ人数が、合格候補者で満たされた時点で、当該学科の合格者を先に決定する。(ボーダーゾーンの扱いについては、下記(2)を参照。)
- ③ その時点での合格決定者を除いた者の中から、志望順位に関わらず<sup>(\*)</sup>、総合点の上位者から順に、他方の学科の合格者を決定する。ただし、当該学科を志望しない者を除く。
- ④ 3つ以上の学科を併置している場合は、同じ手順を繰り返す。  
(\*第1志望の受験生より総合点が高い第2志望の受験生を上位者とみる。)

- ・ 実技検査を実施する学科では、実技検査の成績を総合点に加える。

(2) ボーダーゾーン(合否のボーダーラインの上下に一定の幅を設けたもの)を設定する。

(エンパワメントスクール及び通信制の課程を除く。)

- ・ ボーダーゾーンの範囲をボーダーラインの上下それぞれ10%(合わせて20%)とする。
- ・ ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容により、高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。該当する者がいない場合も含め、優先的に合格とする者以外については、上記(1)の方法により合格者を決定する。

(3) 面接を実施する学科(エンパワメントスクール及び通信制の課程)の選抜方法は、別に定める。

## 第2 各選抜の具体的事項

### 1 特別選抜

#### 1-1 全日制の課程

体育科・芸能文化科・音楽科・総合造形科

(1) 検査実施日

- ・ 2月中～下旬

(2) 学力検査等

- ・ 学力検査及び実技検査を実施する。
- ・ 学力検査の実施教科は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を原則<sup>(\*)</sup>とする。

(3) 選抜方法

- ・ 学力検査の成績、実技検査の成績及び調査書の評定の合計により総合点を算出し、総合点の上位者から合格とする。
- ・ ボーダーゾーンを設定し、ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容により、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。

（\*学力検査は、5教科（国語・社会・数学・理科・英語）を原則とするが、教科横断型の検査を実施する可能性を残す。以下同じ。）

#### 1-2 エンパワメントスクール

(1) 検査実施日

- ・ 2月中～下旬

(2) 学力検査等

- ・ 学力検査及び面接を実施する。
- ・ 学力検査の実施教科は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を原則<sup>(\*)</sup>とする。

(3) 選抜方法

- ・ 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容を資料として、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に、募集人員の50%を上限として合格とする。
- ・ 第一手順による合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に調査書の評定を加えた総合点により、上位者から合格とする。

### 2 一般選抜

#### 2-1 全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部

普通科（総合選択制・単位制含む。）・農業に関する学科・工業に関する学科・国際教養科・国際文化科・グローバル科・総合科学科・文理学科・総合学科（デュアル総合学科及びクリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクールを除く。）

(1) 検査実施日

- ・ 3月初～中旬

(2) 学力検査等

- ・ 学力検査を実施する。
- ・ 学力検査の実施教科は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を原則<sup>(\*)</sup>とする。

(3) 選抜方法

- ・ 学力検査の成績及び調査書の評定の合計により総合点を算出し、上位者から合格とする。
- ・ ボーダーゾーンを設定し、ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行

動の記録」の記載内容により、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。

- ・ 募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、同一校内の異なる学科間の第1志望・第2志望等、複数志望を認め、総合点の上位者から順に（当該上位者の志望順位にそって）合格者を決定する。

## 2-2 定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部

- (1) 検査実施日
  - ・ 3月初～中旬
- (2) 学力検査等
  - ・ 学力検査を実施する。
  - ・ 学力検査の実施教科は、国語・数学・英語の3教科とする。
- (3) 選抜方法
  - ・ 学力検査の成績及び調査書の評定の合計により総合点を算出し、上位者から合格とする。
  - ・ ボーダーゾーンを設定し、ボーダーゾーン内の生徒のうち、自己申告書及び調査書の「活動/行動の記録」の記載内容により、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を総合点の順位に関わらず優先的に合格とできるものとする。

## 2-3 通信制の課程

- (1) 検査実施日
  - ・ 3月初～中旬
- (2) 学力検査等
  - ・ 面接を実施する。
- (3) 選抜方法
  - ・ 面接、自己申告書、調査書の評定、調査書の「活動/行動の記録」の記載内容を総合的に判断し、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

## 3 二次選抜

### 3-1 特別選抜及び一般選抜により、志願者数等が募集人員に満たなかった学科等

- (1) 検査実施日
  - ・ 3月中～下旬
- (2) 学力検査等
  - ・ 面接を実施する。
- (3) 選抜方法
  - ・ 面接、自己申告書、調査書の評定、調査書の「活動/行動の記録」の記載内容を総合的に判断し、自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

## 4 その他の選抜

以下の入学者選抜は、それぞれの特性を考慮して今後決定する。

- ◇ 海外から帰国した生徒の入学者選抜
- ◇ 中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜
- ◇ 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜
- ◇ 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜
- ◇ 知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜
- ◇ 秋季入学者選抜



## 大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針（案）の概要

	特 別 選 抜	一 般 選 抜
実施 学科等	<p>【実技検査により技能を測る学科】 体育科・芸能文化科・音楽科・総合造形科</p> <p>【面接等により意欲を測る学科】 エンパワメントスクール</p>	普通科（総合選択制・単位制含む。）・農業に関する学科・工業に関する学科・国際教養科・国際文化科・グローバル科・総合科学科・文理学科・総合学科（デュアル総合学科及びクリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクールを除く。）
志望順位		募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校では、同一の学力検査問題を使用することとし、同一校内の異なる学科等間の第1志望・第2志望等、複数志望を認める。
検査 実施日	2月中～下旬	3月初～中旬
選抜資料	<p>学力検査（原則5教科<sup>(*)</sup>）+調査書評定 +（実技検査 or 面接）</p> <p>調査書「活動/行動の記録」 自己申告書（記載事項については、毎年、府教育委員会がテーマを提示する。）</p> <p>《ボーダーゾーン内の選抜資料として活用（エンパワメントスクール及び通信制の課程を除く。）》</p>	<p>全日制の課程・多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 ：学力検査（原則5教科<sup>(*)</sup>）+調査書評定</p> <p>定時制の課程・多部制単位制Ⅲ部 ：学力検査（3教科）+調査書評定</p> <p>通信制の課程：面接+調査書評定 （*教科横断型の検査を実施する可能性あり。）</p>
調査書 取扱い	<p>(1) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を平成28年度入学者選抜から導入する。</p> <p>(2) 評価対象学年を全学年とし、第3学年の評定を重く評価する。 H28年度選抜：第3学年の評定のみ活用 H29年度選抜：第3学年・第2学年の評定を活用 《3年：2年 = 3：1》 H30年度選抜以降：全学年の評定を活用 《3年：2年：1年 = 3：1：1》</p> <p>(3) 記載項目は、「各教科の学習の記録」（評定）及び「活動/行動の記録」とする。</p> <p>(4) 学力検査の成績と調査書の評定の比率については、3：7～7：3の5つのパターンから高等学校が選択する。</p> <p>(5) 全9教科の評定を同等に扱う。</p>	
二次選抜	二次選抜を実施する。選抜方法は現行制度を踏まえる。（3月中～下旬実施）	

\* 以下の入学者選抜については、それぞれの特性を考慮して今後決定する。

- ・海外から帰国した生徒の入学者選抜
- ・中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜
- ・連携型中高一貫教育に係る入学者選抜
- ・知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜
- ・知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜
- ・秋季入学者選抜

## 調査書(案)イメージ

平成〇〇年度

## 調 査 書

	成績一覧表 の番号	受験番号	判 定
		※	※
入学者選抜の種類 (該当する選抜を○で囲む)	特別選抜 中高一貫選抜 一般選抜 二次選抜	課 程 〔 該当する課程 〕 を○で囲む	全日制の課程 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 多部制単位制Ⅲ部 定時制の課程 通信制の課程

ふりがな		性別	昭和・平成	年	月	日生
氏 名			平成	年	月	卒業 卒業見込み

(1) 各教科の学習の記録				(2) 活動/行動の記録		
教科	評定	1年	2年	3年		
国 語						
社 会						
数 学						
理 科						
音 楽						
美 術						
保健体育						
技術・家庭						
英 語						
*	*	*	*			

本書の記載事項に誤りのないことを証明する。

平成 年 月 日

学校所在地

(電 話 - - )

中学校名

校長氏名

印

\* 印は空欄のままとすること。

大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく  
平成 26 年度実施対象校（案）について

1 平成 26 年度の方針

平成 26 年度は、募集停止、エンパワメントスクールへの改編及び普通科総合選択制から普通科専門コース設置校への改編に着手する。

2 募集停止を行う学校

対象校	所在地	募集停止時期
いけだきた 池田北高校	池田市	平成 28 年度 入学生募集時
さきしま 咲洲高校	大阪市	

3 改編する学校

(1) エンパワメントスクールへの改編

対象校	所在地	改編時期
せいじょう 成城高校	大阪市	平成 28 年度 入学生から
みさき 岬高校	岬町	

(2) 普通科総合選択制から普通科専門コース設置校への改編

対象校	所在地	改編時期
てしま 豊島高校	豊中市	平成 28 年度 入学生から
きた さつきがおか 北かわち阜が丘高校	寝屋川市	
せいほう みどり清朋高校	東大阪市	
かいふうかん 懐風館高校	羽曳野市	

#### 4 募集停止校の選定理由

下記の理由により、池田北高校及び咲洲高校の2校を平成28年度から生徒募集を停止することとする。

- 池田北高校は、北摂地域の生徒急増に対応するため、昭和59年に開校して以来、「音楽コース」(現在の「音楽専門コース」)を府内で初めて設置するなど特色づくりを進め、学校の魅力向上に努めてきた。しかし、昭和62年をピークに中学校卒業生数が減少する中、学校や生徒を含む関係者の尽力にもかかわらず、同校の志願状況は、平成23年度以降、4年連続して募集定員を下回り、平成26年度選抜においても、同年から通学区域の府内全域化が実施されたものの、志願倍率の改善はみられなかったところである。

そのため、学校規模も小規模化しており、展開授業など生徒の学習ニーズに応える多様な学習活動や活力ある教育活動の展開を図る上で制約が出てきている。

立地条件としては、鉄道最寄駅から6.3kmの距離にあるため、通学手段としては片道20分程度を要するバス利用が主である。また、丘陵地に所在するため自転車通学も困難な状況にある。

なお、同校の募集停止を行った場合においても、周辺校をはじめ他校での生徒の受入れは可能である。

- 咲洲高校は、大阪市内の生徒急増に対応するため、昭和52年に住之江高校(全日制普通科高校)として開校し、平成15年度には多部制単位制高校のクリエイティブスクール※(平成24年度に全日制総合学科に改編)に改編を行い、「商業ビジネス」や「環境と自然」など特色ある系列※を設置し学校の魅力向上に努めてきた。しかし、昭和62年をピークに中学校卒業生数が減少する中、同校は平成15年度よりクリエイティブスクールとして、府内全域から生徒募集(5クラス募集)を行ってきたが、学校や生徒を含む関係者の尽力にもかかわらず、志願状況は平成23年度以降、4年連続して募集定員を下回っている(うち、平成25年度は二次選抜により定員を充足)。

そのため、学校規模も小規模化しており、さまざまな選択科目の開講など生徒の学習ニーズに応える多様な学習活動や活力ある教育活動の展開を図る上で制約が出てきている。

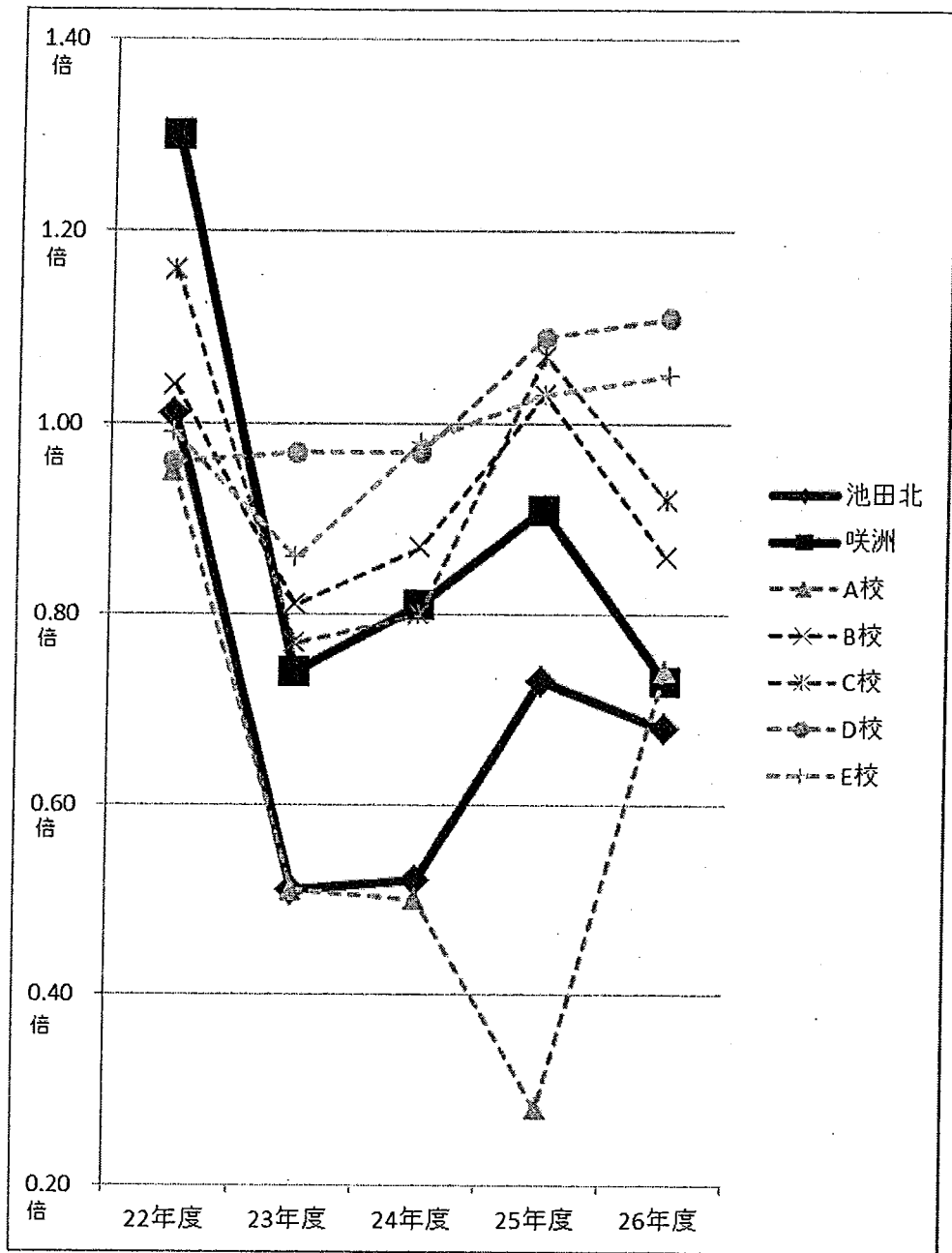
立地条件としては、同校は地下鉄中央線と四つ橋線につながるニュートラムのポートタウン西駅から100mと恵まれているものの、必ずしも志願状況へは反映されていない状況である。

なお、同校の募集停止を行った場合においても、周辺校をはじめ他校での生徒の受入れは可能である。

※ クリエイティブスクール…生徒自ら学ぶ科目や時間帯を選択することにより目的意識を養い、進路目標に応じた多様な学習が可能となるよう、単位制のシステムを活用した学校

※ 系列…生徒が様々な選択科目の中から自らの履修する科目を選ぶ際に目安となるように関連する科目をまとめたもの

(参考) 過去5ヶ年で志願倍率1.0未満が3回以上あった学校のうち  
 クラス数が6以下の学校の志願倍率 (前期・後期入学者選抜後)



※26年度より通学区域は府内全域となる

※地理的条件の検討が必要である能勢高校と来年度エンパワメントスクールに改編する西成高校は除く

## 5 改編校の取組み

### (1) エンパワメントスクールへの改編校

エンパワメントスクールは、これからの時代に社会人として必要不可欠な力である「基礎学力」「考える力」「生き抜く力」を身に付ける学校である。

次の2校は、これまで学び直し、キャリア教育、社会人基礎力育成などに取り組んできており、これらの取組みに期待する生徒に対して成果を上げている。

しかし、これらの取組みを一層充実させてさらに成果を上げるにあたっては、現在の教育課程では時間的にも制約がある。

したがって、次の2校をエンパワメントスクールに改編し、つまりいたところを学び直す毎日の30分授業や「正解が一つでない課題に取り組む」ことをテーマにした学習など、エンパワメントスクールの新たな教育課程に変えていくこととした。

なお、府域におけるエンパワメントスクールの地域バランスという点でも適当である。

これまで各校が取り組んできた実績及び立地条件については、以下のとおりである。

- ・ 成城高校は、「生徒が自律し安心して学校生活を送ることのできる学校づくりと、社会で自立し社会に貢献できる人材の育成」をコンセプトに、幅広い学力をもつ生徒の力を伸ばすため、国語・数学で少人数の授業を取り入れるとともに、独自の教材と手法による「学び直し学習」を実施してきた。その上で、生徒が希望する進路を実現するために、工業・商業などの実業系を中心とした専門的な教育活動も行うなど、「キャリア教育」の充実に努めてきた。

また、「いかなるいじめも許さない、見逃さない」毅然とした生徒指導に加え、個々の生徒に応じたきめ細やかで組織的な教育相談の体制を構築することにより、不登校経験生徒の登校状況を大幅に改善してきている。

立地条件としては、大阪市内東部に位置し、大阪市内、北河内地域、中河内地域などの地域から生徒を受け入れられる。

- ・ 岬高校は、「わかる授業」「楽しい授業」をめざし、「メリハリ・テンポ・リズムを重視する」「考える・説明を聞く・黒板を写すなどを明確に分ける」「生徒を具体的にほめる」など、アクティブラーニング型の授業へ改善を進めるとともに、英単語やことわざなどを表記したプレートを学校内外の階段の段差部分に設置し、生徒が身近に学習に親しめるよう工夫している。

また、平成23年度から外部人材であるキャリア・コンサルタントを活用するなど進路指導体制を充実することにより、就職内定率と進路未定率を大幅に改善してきた。

さらに、平成21年度より「山海人プロジェクト」と題して、周辺の豊かな自然を活かし、里山や竹林の間伐材による木炭・竹炭の生産、これを活用した河川の水質浄化や清掃活動などのボランティア活動を行うなど、自己肯定感や社会人として必要となるやり抜く力の育成に取り組んでいる。

立地条件としては、岬町に位置し、泉州地域などの地域から生徒を受け入れられる。

## (2) 普通科総合選択制から普通科専門コース設置校への改編校

普通科総合選択制の高校では、基礎学力を重視しながら生徒一人ひとりの進路や興味・関心に応じた科目選択ができる「エリア」を設定し、就職や進学といった多様な進路のニーズに応える教育活動を推進してきた。

次の4校では、進学希望者が多く、生徒のエリア選択の傾向として、「普通科目」を中心としたエリアや、国際、保育、スポーツ、福祉、情報、芸術系の進学希望に対応したエリアを選択する者が多い現状である。

したがって、進学を希望する生徒のニーズに対応し教育内容をさらに充実させるため、「専門コース」として進路希望に応じた教育活動を展開していくことで、より効果的に大学・短大・専門学校に進学する力を身に付けさせることができる。

以上のことから、次の4校を普通科専門コース設置校へ改編する。

なお、各学校の主な教育活動は以下のとおりである。

- ・ 豊島高校は、文系大学をはじめとした生徒の進路希望を実現するための「総合アドバンスエリア」を平成24年度に設置し、国語・社会・英語を総合的・発展的に学ぶ授業を実施している。

また、韓国の姉妹校との交流や今年度からオーストラリア・アデレードにて短期語学留学を実施し、コミュニケーション力向上への目的意識の醸成に努めるとともに、総合的な学習の時間の活用により大学卒業後にも重要となるプレゼンテーション力の育成を図っている。

さらに、「情報・表現エリア」では、情報機器やソフトウェア等を有効に活用し、生徒自らプロデュースした作品を制作し、ネットワークを通じて発信していく授業を実施し、芸術系大学をはじめとした進学希望を実現する力を育成している。

- ・ 北かわち阜が丘高校は、「基礎学力の充実と確かな学力の育成」をめざし、「わかる授業・充実した授業」をコンセプトに、ICT機器を活用した授業を積極的に推進している。

また、「家庭学習にしっかり取り組める力」を育成するため、放課後や長期休業中における講習・補習において、例えば英検や漢検の取得に向けた講座を実施するとともに家庭学習で活用できる教材を提供するなど、家庭学習の促進を図っている。

さらに、大学進学をはじめとする生徒の進路実現を支援するため、外部の教育産業を活用して生徒の学習到達度に応じた進路相談を実施するとともに、到達不足の生徒に対しては個別に補習を行うなど、個別指導の充実を図ってきた。

「国際探究エリア」では、カナダとの姉妹都市交流事業の活用や、関西外国語大学の留学生を交えたグループワークなど、コミュニケーション力、プレゼンテーション力の育成を図っている。

- ・ みどり清朋高校は、「地域に信頼され誇りとされる学校、進路実現を支援する学校」をめざし、1年生からの大学等のオープンキャンパスへの参加や大学より講師を招き出張講座を実施するなど、早い段階から進学への目的意識を醸成する進路指導を行うことで生徒の学習意欲を高めている。

また、校内での研究授業や研修会の実施により授業改善を図るなど、生徒の進学を支援するための教員の授業力向上にも力を入れている。

さらに、自習室の整備や英語合宿、夏季進学講習を実施するなど、学習習慣の確立を図ることにより、大学進学率の向上に努めている。

一方で、「保育・福祉エリア」では、地域の教育資源を活用し、幼稚園や福祉施設で実習を行うとともに、保育・福祉系の大学などへの受験指導を行うカリキュラムにより、幼児教育や福祉関係の進路を実現する力を育成している。

- ・ 懐風館高校は、「確かな学力と学びへの主体性の育成」をめざし、朝のショートホームルームを活用して生徒の基礎的な学力の定着を図るため、「朝学習」を実施するとともに、国語・英語の学習意欲を一層高めるための「漢字検定」「英語検定」試験への参加などに取り組んでいる。

また、進路指導の目標として「志や夢の実現に向けた指導・支援の充実」を掲げ、1年生では職業体験・大学見学会、2年生では大学の講師を招いて大学の授業を体験する「懐風館セミナー」、3年生では生徒の進路希望先に応じた分野別説明会を開催している。

さらに、「スポーツエリア」では、2つの体育館と広大なグラウンドを活用し、スポーツの理論と実技の基礎を学ぶとともに、協調性やコミュニケーション力の育成を図ることで、体育系や健康・医療系の大学などへの進路実現を支援している。



## 大阪市立特別支援学校の大阪府への一元化について

## 1. 目的

特別支援学校は、学校教育法第80条の規定により都道府県に設置義務があることに鑑み、平成28年4月、大阪市立特別支援学校全校（12校）を大阪府に移管する。

今後は、従来、府市がそれぞれ設定していた教育目標の統一や施策を一体的に実施し、府が先行的に取り組んできた就労支援をはじめとするノウハウの共有など、府市を通じた支援教育のさらなる充実を図るとともに、学校運営のより一層の効率化をめざす。

## 【移管予定の大阪市立特別支援学校】

障がい種別	校名	所在地
視覚障がい	大阪市立視覚特別支援学校	大阪市東淀川区
聴覚障がい	大阪市立聴覚特別支援学校	大阪市中央区
肢体不自由	大阪市立光陽特別支援学校（注1）	大阪市旭区
	大阪市立西淀川特別支援学校	大阪市西淀川区
	大阪市立平野特別支援学校	大阪市平野区
	大阪市立東住吉特別支援学校（注2）	大阪市東住吉区
知的障がい	大阪市立思斉特別支援学校	大阪市旭区
	大阪市立難波特別支援学校	大阪市浪速区
	大阪市立なにわ高等特別支援学校（注3）	大阪市浪速区
	大阪市立生野特別支援学校	大阪市生野区
	大阪市立住之江特別支援学校	大阪市住之江区
	大阪市立東淀川特別支援学校（注3）	大阪市東淀川区

（注1）病弱部門を併設 （注2）知的障がい部門を併設 （注3）平成27年4月開校予定

## 2. 移管に関する対応方針（概要）

- ・ 学校運営：大阪府立学校条例に基づいて運営する。
- ・ 教育課程：大阪府の基準に基づき編成する。
- ・ 教員配置：大阪府の配置基準・方針等に基づき配置する。
- ・ 給与、服務等：大阪府の基準を適用する。
- ・ 資産、負債：土地、建物及び備品は、大阪市から大阪府に無償譲渡する。  
移管時点での市残債については、府が償還財源を手当とする。
- ・ 移管に係る初期費用、移管後の運営費：大阪府において負担する。

## 3. 大阪市立特別支援学校における市独自事業の取扱い

## ①大阪府の制度を活用するもの

事業名	事業内容及び取扱い
療育相談（理学療法士派遣）	肢体不自由校に理学療法士を派遣 ⇒府の「福祉・医療関係人材活用事業」で対応
日常生活訓練助手の配置	肢体不自由校等で児童生徒の移動や日常生活等の訓練補助を行う職員を配置 ⇒府の教職員配置で対応

②大阪府において継続し、今後改めてそのあり方を検討するもの

事業名	事業内容及び取扱い
聴覚特別支援学校の寄宿舎	平成 26 年度、利用者 20 人 ⇒府で寄宿舎の利用者児童生徒に不利益が生じないよう事業を継続。 今後のあり方は、府で入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状況等を踏まえ検討。
光陽特別支援学校の病弱部門（通学籍）	平成 26 年度、中学部に 2 人在籍 ⇒府で在籍者に不利益が生じないよう事業を継続。 今後のあり方は、府で在籍状況やニーズ、府立支援学校における対応等を踏まえ検討。

③大阪市が費用を負担して事業を継続するもの

事業名	事業内容
職業教育訓練センター	市立中学校特別支援学級の生徒及び市内の特別支援学校中・高等部の生徒等に対して職業実習を実施 ※難波特別支援学校内に設置
ジョブアドバイザー	市立中学校、市内の特別支援学校中・高等部等の発達障がいをはじめ障がいのある生徒に対する実習企業開拓やマッチング等の進路指導を担当する外部人材を配置
スクーリングタクシー	在宅の重度障がい児童生徒が市立特別支援学校に登校するためのタクシーチケットを交付
通学タクシー	市立光陽特別支援学校病弱部門の児童生徒のための通学用タクシーを運行
視覚・聴覚特別支援学校高等部専攻科就学奨励費	市立視覚特別支援学校及び聴覚特別支援学校高等部専攻科の生徒に対し学用品・通学用品購入費を補助

<参考> 移管による府財政への影響（金額は、現時点での概算）

- ・ 移管にかかる初期費用（ネットワーク整備費等）：約19億円<府試算>
- ・ 学校の運営に要する経費（人件費（市費負担分のみ）、バス等）：約18億円/年<H25 市決算額>
- ・ 市残債にかかる今後の要償還額（今後借入分を含む）：約26億円<市試算>
- ・ このほか、老朽化に伴う建物・設備の改修や建替え等に係る費用が今後見込まれる。  
(時期、金額とも未定)